

当社は、2022年8月10日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び当社子会社取締役（社外取締役を除く。以下、総称して「支給対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、支給対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年次インセン

ティブとしての業績連動型譲渡制限付株式報酬制度及び中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬制度（以下、併せて「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

本制度は、支給対象取締役に対して、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する金銭報酬債権の総額は、業績連動型譲渡制限付株式報酬については年額 50 百万円以内、譲渡制限付株式報酬については、監査等委員でない取締役に対して年額 25 百万円以内、監査等委員である取締役に対しては年額 5 百万円以内とし、各支給対象取締役への具体的な支給時期は取締役会において決定いたします。

また、配分については、監査等委員でない取締役については取締役会、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議において決定いたします。

本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は、業績連動型譲渡制限付株式報酬については年 40,000 株以内、譲渡制限付株式報酬については、監査等委員でない取締役に対して年 25,000 株以内、監査等委員である取締役に対しては年 6,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と支給対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①支給対象取締役は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今般、本制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 63,378,000 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、当社の普通株式合計 31,500 株を支給対象取締役へ付与することといたしました。

また、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、譲渡制限期間は退任時までとしております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である支給対象取締役 8 名が当社に対する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社が処分する普通株式について引き受けることとなります。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各支給対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

処分期日（2025年11月21日。以下「本処分期日」といいます。）から当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した時点まで（以下「本譲渡制限期間」といいます。）の間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

（２）譲渡制限の解除条件

当社は原則として、支給対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得事由

- ①支給対象取締役が死亡、任期満了又は定年その他正当な理由によらず、当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。
- ②その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、割当契約に定めるところによる。

（４）死亡、中途退任における取扱い

＜業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る本割当契約＞

上記（２）の定めにかかわらず、支給対象取締役が本処分期日の直前の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの途中で、死亡、任期満了又は定年その他正当な理由により、当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当該退任をした時点をもって本株式の全部について譲渡制限を解除する。

＜譲渡制限付株式報酬に係る本割当契約＞

上記（２）の定めにかかわらず、支給対象取締役が本処分期日の直前の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの途中で、死亡、任期満了又は定年その他正当な理由により、当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当該退任をした時点をもって、本処分期日の直前の定時株主総会の翌月から当該退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。）について譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（５）組織再編等における取扱い

＜業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る本割当契約＞

上記（１）（２）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織

再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会。）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、本株式の全部について譲渡制限を解除する。

＜譲渡制限付株式報酬に係る本割当契約＞

上記（１）（２）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会。）で承認された場合には、取締役会の決議により、本処分期日の直前の定時株主総会の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。）に、本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。）の本株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（６）株式の管理

本株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、支給対象取締役が証券会社に開設した専用口座で管理される。当社及び支給対象取締役は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各支給対象取締役が保有する本株式の口座の管理に関連して証券会社との間において契約を締結している。

４．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分における払込価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025 年 10 月 20 日（取締役会決議日の前営業日。）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である 2,012 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上